

○ 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について（監査証明府令ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
<p>4-3 府令第4条第6項各号及び第11項各号に規定する意見並びに同条第16項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p>	<p>4-3 府令第4条第5項各号及び第10項各号に規定する意見並びに同条第15項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p>
<p>4-4 府令第4条第7項、第12項及び第17項に規定する事項は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p>	<p>4-4 府令第4条第6項、第11項及び第16項に規定する事項は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p>
<p>4-17 府令第4条第20項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。 2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>	<p>4-17 府令第4条第19項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1 中間監査の対象となった中間財務諸表等が国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。 2 中間監査の対象となった中間財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>
<p>4-18 府令第4条第21項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。 2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>	<p>4-18 府令第4条第20項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。 2 四半期レビューの対象となった四半期財務諸表等が指定国際会計基準に定める国際会計基準第34号「中間財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>